

市・府民税 固定資産税

1月1日が課税基準日です

固定資産税
1月1日現在の所有者に課税される土地・家屋について、1月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されますので、売った人にその年度分は納めていただくこととなります。売買の際に、その年の税負担を当事者で話し合われることも大切です。

60年度償却資産は1月31日までに
固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、1月1日現在の償却資産について、1月31日までに申告してください。償却資産とは、土地や

家屋以外の事業用資産で構築物、機械装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などです。◆申告用紙請求やおたずねは、税務課固定資産係(内線225)へ

市府民税は1月1日現在の住所地で前年の所得をもとに、市・府民税は毎年1月1日現在にお住まいの市町村で、前年中の所得をもとにして課税されます。◆1月2日以降に他の市町村へ転出された場合は、60年度分は向日市で課税され新しい住所では課税されません。◆60年中に失業などで所得が減少した方でも60年度分の税額は59年中の所得で算出されますので税額は変わりません。◆1月2日以降

に死亡された場合、死亡源徴収された所得税が還付される場合があります。◆災害や盗難、横領による住宅や家財の損害につき雑損控除を受けられる

サラリーマンなど給与所得者の方の市・府民税は、勤務先の会社等から提出される給与支払報告書に基づいて計算され、給与支払者の方は、給与支払報告書を1月31日までに従業員の方の1月1日に居住されている市町村へ提出してください。市・府民税、給与支払報告書のおたずねは、税務課市民係(内線22)へ

所得税が還付される場合があります。税務課市民係(内線22)へ

11(金)・25日(金) 午後2時~3時30分
17日(木)・31日(木) 午後1時30分~3時30分
18日(金)・25日(金) 午前11時30分~午後1時
17日(木) 午前10時30分~11時30分
30日(水) 午後1時~3時



窓口業務は4日から

文化資料館は5日から

窓口業務は

1月4日(金)の午前8時30分から平常どおり行います。

かみや手芸店(東向日駅前)山口たばこ店(西向日駅前)は1月5日(土)から、西川時計店(国鉄向日駅前)は1月7日(月)から行います。

住民票の取次所は

1月4日(金)の午前8時30分から平常どおり行います。

かみや手芸店(東向日駅前)山口たばこ店(西向日駅前)は1月5日(土)から、西川時計店(国鉄向日駅前)は1月7日(月)から行います。

市民会館は

1月5日(土)から平常どおり開館します。

1月5日(土)から平常どおり開館します。

ゴミの収集は

1月5日(土)から平常どおり行います。ゴミは収集日の午前8時までに必ず指定の場所へ出していただきます。

保健センターは

1月7日(月)から平常どおり業務を開始します。

1月5日(土)から平常どおり開館します。

文化資料館は

1月7日(月)から平常どおり業務を開始します。

1月5日(土)から平常どおり開館します。

老人福祉センターは

1月5日(土)から平常どおり開館します。

1月4日(金)・6日(日)・14日(月)・15日(祝)・20日(日)・28日(月)

新年名刺交換会

7日(月) 午前11時~午後2時30分

◆高齢者職業相談 8日(火) 午前10時~午後4時

1月9日は 子宮がん検診 胃がん検診

子宮がん検診 胃がん検診

子宮がん検診 胃がん検診

子宮がん検診 胃がん検診

スキー教室へのお誘い

教育委員会では、「スキー教室」を次のとおり開きます。どうぞご参加ください。

日時 1月27日(日)

場所 滋賀県マキノスキー場

対象 市民(小学校6年生以下)の児童は、保護者同伴のこと

費用 一般(中学生以上) 3500円、小学生以下 3300円

※貸スキー希望の方には、次の金額で貸し付けます。中学生以上 2000円、小学生以下 1500円

定員 80名(定員に達し次第締切り)

集合時間・場所 午前5時30分 向日市役所玄関前

申込み 教育委員会にある所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、1月23日までに申込んでください。

※電話申込み不可

お問い合わせ 社会教育課 内線 325

テレビ番組案内

KBS京都

新春特別番組

1月4日 ▶ 午前8時30分~9時

「'85 未来にひらく 向日市」

お問い合わせ 健康管理課 内線 338 保健センター 9333-2666

ご存知ですか

◆児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童を健やかに育てることを目的として支給される手当です。

児童手当を受けられる人は、18歳未満の児童を3人以上(そのうち1人以上は義務教育終了前の児童)を養育している場合に、3人目以降である義務教育終了前の児童について手当が支給されます。

◆児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父と生活をともにできない児童または父が身体などに障害(身障手帳一、二級程度)のある児童の母あるいは母にかわってその児童を養育している人に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童の年齢は、18歳未満の児童または20歳未満のおおむね中度以上の障害のある児童です。

◆特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、目や耳、体の不自由な児童、日常生活を著しく制限される程度の病気の児童、ちえおくれや情緒障害のある児童などを家庭で育てている父または母あるいは父または母にかわってその児童を育てている人に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

中度以上の障害のある20歳未満の児童が対象となり、医師が診断書を審査して決定します。

なお、いずれの手当も所得制限があります。

お問い合わせ 児童家庭課 内線 344

消防出初式

日時 昭和60年1月15日(祝)

午前9時~10時15分

場所 ○式典 消防庁舎西側

○分列行進 競輪場内

○一斉放水

向日市消防本部・消防団

水道管にも冬じたく

備えあれば憂いなし

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破れたりすることがあります。

むき出しで風あたりが強く、日陰にある水道管、特に屋外にそのような所がある場合には、早めに防寒の準備をしておいてください。

凍結を防ぐには、水道管やシャワー口に布・ナワ・フェルトなどを巻きつけて保温し、その上からビニールテープなどを巻いてください。

なお、空家はメーターボックス内のバルブを開けて、水が出ない状態にしておいてください。

成人式

日時 昭和60年1月15日

午前10時~午後1時30分

場所 市民会館

主催 向日市